ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇六〇グラム	
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇六〇グラム	

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・五を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム	
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム	